

国籍選択制度のご案内

～外国の国籍と日本の国籍を有する人（重国籍者）は、
期限内にどちらかの国籍を選択する必要があります～

確かめましょう あなたの国籍

- 外国で生まれた方や親が外国国籍の方は重国籍の可能性がります。
- 婚姻や認知等により重国籍となる場合があります。

1 国籍選択制度とはなんですか？

重国籍の方に対して、**所定の期限までに自己の意思に基づいて、日本か外国のいずれかの国籍を選んでいただく**という制度です。

 昭和60年1月1日以後（改正国籍法の施行後）に重国籍となった日本国民

20歳に達する以前に
重国籍となった場合



22歳に達する
まで

20歳に達した後に
重国籍となった場合



重国籍となった
時から2年以内

※ 期限までに国籍の選択をしなかったときには、法務大臣から国籍選択の催告を受け、場合によっては、日本の国籍を失うことがあります。

 昭和60年1月1日前（改正国籍法の施行前）に重国籍となっている日本国民

※ 期限までに国籍の選択をしていない方は、その期限が到来したときに日本の国籍の選択の宣言をしたものとみなされています。

2 なぜ国籍を選択する必要があるのですか？

日本の国籍法は、「人は、必ずいずれかの国籍を持ち、かつ、必ず唯一の国籍を持つべきである。」という理念、つまり「**国籍唯一の原則**」の立場をとっているからです。

3 重国籍となる可能性がある方とはどのような人ですか？

- 日本国民である母と父系血統主義を採る国の国籍を有する父との間に生まれた子

- 日本国民である父又は母と父母両系血統主義を採る国（例えばフランス）の国籍を有する母又は父との間に生まれた子
- 日本国民である父又は母（あるいは父母）の子として、生地主義を採る国（例えばアメリカ）で生まれた子
- 外国人父からの認知，外国人との養子縁組や婚姻などによって外国の国籍を取得した日本国民
- 帰化又は国籍取得の届出によって日本の国籍を取得した後も引き続き従前の外国の国籍を保有している人

日本国民が自己の意思で外国の国籍を取得した場合には、自動的に日本国籍を失います（国籍法11条）。

4 国籍の選択方法を教えてください。

① 日本の国籍を選択する場合

外国の国籍を離脱する方法

日本国籍以外に保有している外国籍の国の法律に基づいて、その国の国籍を離脱したときは、その離脱を証明する書面を添付して、**市町役場又は在外にある日本の大使館・領事館**に「**外国国籍喪失届**」をしてください。

※ 外国の国籍を離脱する手続については、その外国の政府又はその国の大使館・領事館に相談してください。

日本の国籍の選択の宣言をする方法

市町役場又は在外にある日本の大使館・領事館に「**国籍選択届**」をしてください。

② 外国の国籍を選択する場合

日本の国籍を離脱する方法

住所地にある**法務局・地方法務局**又は**在外にある日本の大使館・領事館**に、戸籍謄本、住所を証明する書面、外国国籍を有することを証明する書面を添付して、「**国籍離脱届**」をしてください。

外国の国籍を選択する方法

日本国籍以外に保有している外国籍の国の法律に基づいて、その国の国籍を選択したときは、外国国籍を選択したことを証明する書面を添付して、**市町村役場又は在外にある日本の大使館・領事館**に「**国籍喪失届**」をしてください。

国籍の選択

「外国」国籍の選択

「日本」国籍の選択

日本国籍の離脱
(国籍法13条)

外国法による
外国国籍の選択
(国籍法11条2項)

外国国籍の離脱
(国籍法14条2項前段)

日本国籍の
選択を宣言
(国籍法14条2項後段)

国籍離脱届

(届出先)

法務局・在外公館

国籍喪失届

(届出先)

日本の市町役場・在外公館

外国国籍喪失届

(届出先)

日本の市町役場・在外公館

国籍選択届

(届出先)

日本の市町役場・在外公館

外国国籍のみとなり、重国籍は解消される。

日本国籍のみとなり、重国籍は解消される。

国籍の選択義務は履行したことになる。
(外国国籍を喪失していないときはその離脱の努力を要します)